平成２６年（フ）第８１２８号
埼玉県春日部市藤塚1411　コミュニティフジＡ―202
破産者　石平　泰之
1　決定年月日　平成27年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１６６号
東京都青梅市長淵８丁目２番地の26
破産者　青柳　安弘
1　決定年月日　平成27年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第３９５号
新潟市中央区湊町通３ノ町2630番地
破産者　清水　一栄
1　決定年月日　平成27年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１５４７号
大阪市城東区鴫野東２丁目１番15号
破産者　有限会社三和建設
1　決定年月日　平成27年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２２１８号
大阪市中央区西心斎橋１丁目12番11号　アーバンスタイル心斎橋1301号
破産者　株式会社スカイデザイン
1　決定年月日　平成27年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２４７３号
大阪市西区南堀江４丁目28番39号
破産者　ファイブスターズ株式会社
1　決定年月日　平成27年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４２４１号
大阪府高槻市富田町１丁目３番14号、前住所横浜市港北区高田東３丁目10番６―503号
破産者　株式会社ビヨンコード
1　決定年月日　平成27年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４２５５号
大阪市城東区今福西２丁目12番20号
破産者　株式会社森山亭桃太朗
1　決定年月日　平成27年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４２５９号
大阪府吹田市片山町１丁目６番２号
破産者　久保設備工業株式会社
1　決定年月日　平成27年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４４０３号
大阪府大東市北条１丁目14番37号、商業登記簿上の本店所在地大阪府大東市北条１丁目８番45号
破産者　株式会社隆盛
1　決定年月日　平成27年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５２２号
広島県安芸郡府中町大須４丁目２番10号
破産者　有限会社カギの一一０番アイカギサービス
1　決定年月日　平成27年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１３３２号
東京都練馬区豊玉上２丁目15番10号
破産者　株式会社入舟本店
1　決定年月日　平成27年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１３３３号
東京都練馬区豊玉上２丁目15番10号
破産者　株式会社甘泉庵入舟
1　決定年月日　平成27年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６４９号
東京都武蔵村山市榎３丁目41番地の19第７メゾン麗Ａ号
破産者　池本　政孝
1　決定年月日　平成27年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第６５０号
東京都武蔵村山市榎３丁目41番地の19第７メゾン麗Ａ号
破産者　池本　淑子
1　決定年月日　平成27年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第２６９号
岡山県倉敷市児島下の町１丁目12番２号
破産者　有限会社瀬戸総合物流
1　決定年月日　平成27年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１１１号
広島市安佐南区高取南２丁目20番30号
破産者　株式会社ヴァルト
1　決定年月日　平成27年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１０９号
香川県高松市西植田町2921番地６
破産者　宮本建設株式会社
1　決定年月日　平成27年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第１４１号
高知市大原町87番地８
破産者　有限会社刈谷設備設計事務所
1　決定年月日　平成27年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高知地方裁判所破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２６年（フ）第１５２４号
福岡市南区大平寺２丁目15番33―201号
破産者　フレックス厨機こと　長家　敦嗣
1　決定年月日　平成27年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１１２４号
福岡市西区野方２丁目20番４―202号
破産者　吉本　　塁
1　決定年月日　平成27年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部